

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

岩猪野地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・生産組合（機械の共同使用）組織、蒔かつやまアグリ倶楽部、長谷川 浩司氏、鳥山 義昭氏を水稻、麦、畜麦の中心経営体として農地を集約化していく。
- ・園芸作物については、認定農業者である大西 光榮氏、長谷川 悟氏、澤村 真司氏、中村 茂氏を中心経営体として農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

高島地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・高島区が組織する共同作業組織を農事組合法人化していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

毛屋地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・近隣の他地区が組織する共同作業組織に農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜太



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

猪野地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・生産組合（機械の共同使用）組織を中心経営体として農地を集約化していく。
- ・岡横江ファームを中心経営体として農地を集約化していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年2月26日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

畔川地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年2月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・近隣の地区が組織する共同作業組織に農地を集約していく。
- ・上地所有者が草刈りを実施してくれる農地については、地域住民農家で農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年2月26日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

平泉寺地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年2月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	5 経営体
個人	7 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農家の片岸氏にこれまでどおり平泉寺地区の中心経営体として集約していく。
- ・現に農業機械を保有している農家で平泉寺生産組合（仮称）を設立し、リタイアした農家の農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年2月26日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

壁倉地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年2月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・現在、認定農業者の片岸氏が耕作している農地は、5年後も継続して耕作してもらう。
- ・高齢化などで離農した場合は、隣集落にある農事組合法人 ふれあい大渡に農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小矢谷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・小矢谷地区住民で小矢谷互助組合を立ち上げて住民及び土地所有者で、小矢谷の農地を守っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年2月26日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

笹尾・経塚地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年2月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・現在ある転作を受託する笹尾共同営農組合を地区の中心経営体とする。
- ・経塚・笹尾の農地を高齢化などで農業をリタイアしたときは、近隣の農事組法人（農楽の郷あかお、ふれあい大渡）や片岸氏（認定農家）に委託する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

滝波地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・現在、認定農業者に集積している農地は、現状を維持していく。
- ・認定農業者が引き受けてくれない農地は、滝波地区で共同作業する生産組合的な組織（機械の共同利用・共同作付・集落内の耕作放棄地を発生させない）を立ち上げてられないか検討し、水稻にこだわらず地域の農地を担って守っていく。

○組織案①集落内の圃場及び耕作放棄地を利用して組合員が協力して圃芸作物を作付し、出荷する。

（J A及び道の駅などに高収益作物を出荷する）

○機械の共同利用（トラクター・コンバイン・田植え機・管理機など）

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

浄土寺地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・浄土寺地区に集落営農組織を設立し、浄土寺集落の水田利用を担うとともに、個々の耕作者が病気や高齢で農業を続けられなくなった農地受け皿として機能させていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年2月26日

勝山市長 水上 実高



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

栃神谷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年2月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はいるが、不十分である。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

①栃神谷区で新たに中心経営体となる組織の立ち上げをする人材は、見当たらず立ち上げは困難である。よって、中山間地営農組合に必要な機能を付加して、耕作放棄地の増加を防止する。

付加機能

- (1) 電気柵の設置などによる鳥獣害対策の実施
- (2) 水路や側溝の維持管理の実施
- (3) 既に耕作放棄されている農地の草刈作業の協働化
- (4) 草刈作業を除草剤散布などに代用する合理化・省力化の検討と導入
- (5) 農作業用機械の共有化

②近隣地区と共同する中心経営体の立ち上げ または 加入交渉

- (1) 近隣の野向町薬師神谷地区の営農団体 または 暮見・寺尾にある（農法）エコファームてらおへの加入交渉

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜人



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

黒原地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・現在、麦・そばを主とする転作作物を生産・販売している黒原営農生産組合を、地域の中心経営体の育てていき、水稻種子も含めた後継者がいない農家の農地の受け手とする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

五本寺地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・五本寺単独での集落営農組織を設立するには農地面積が少ないため、近隣の黒原地区で集落営農組織を設立するときには、それに加わっていき地域の中心経営体としていく。
- 当分の間は、後継者がいなくなった農地は認定農業者に引き受けてもらうこととする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき、
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜大



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

長山地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はいるが不十分である。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・長山単独での集落営農は困難なため、村岡地区全体の集落農営組織を設立し長山の農地を担ってもらう。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

聖丸地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・聖丸の農地は、農地中間管理機構を活用して認定農業者の石橋政光氏に農地を集積していく。
- ・地区住民で協議の結果、聖丸で集落営農法人設立の意向が決まれば、集落営農法人を設立する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年2月26日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

深谷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年2月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・現在ある深谷営農組合を、農業組合法人化させて地域の中心経営体の育てていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

薬師神谷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はあるが、不十分である。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・高齢化や後継者がいない農家は薬師神谷生産組合に農地を委託する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年2月26日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

牛ヶ谷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年2月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・牛ヶ谷地区にある牛ヶ谷互助組合を生産組合に移行していく。
- ・稲作ではなく、園芸作物を生産して儲かる農業を目指していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年2月26日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

清水島地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年2月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2経営体
個人	6経営体
集落営農（任意組織）	1組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・7名の認定農業者と、ファーム清水島に今後も、地区内の中心経営体となって農地を保全していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき、
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北新在家地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・今後 10 年間は北新在家地区にある北新在家生産会及び地区内の認定農業者へ農地を集約化していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき、
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北宮地地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ハウスを活用して園芸作物する農家はこれまでとおり農業を継続していく。
- ・近隣の認定農業者や農事組合法人へ農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田名部地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・現在、水稻、麦・そばを耕作している布市・田名部営農組合を地域の中心経営体としていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

布市地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・現在、水稻、麦・そばを耕作している布市・田名部営農組合を地域の中心経営体としていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

細野(境、戸倉、西ヶ原、新道)地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	9 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分である。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯開を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・細野(境、戸倉、西ヶ原、新道)地区内における中心経営体となるように細野全体でひとつの集落営農組織を設立し、機械の効率利用や集団耕作ができるようにしていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

細野口地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・任意団体である細野口ファームは、集落の中心的な経営体であるので今後も維持していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

堀名中清水地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・4 名の認定農業者と今後、集落営農組織 堀中農園（仮称）を設立し、お互いに協力し合い、堀名中清水区内の農地を集積・集約化していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年2月26日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

伊波地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年2月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	9 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分である。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・伊波地区単体で農事組合法人を設立するには難しいため、近隣の農事組合法人 もしくは、認定農業者に伊波地区内における中心経営体となってもらい、農地の集約化を進めていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 2 6 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

妙金島地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 2 6 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・妙金島は、個人の農業者が耕作しており、生産組織はない。今後の 5 年間は今までどおり所有農地は個人で管理、耕作していく。5 年後以降の農地の在り方について、妙金島地区で協議していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年2月26日

勝山市長 水上 実喜太 

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

松ヶ崎地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年2月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3経営体
個人	2経営体
集落営農（任意組織）	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分である。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯乱を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ハウスで苺栽培を予定している佃エアルは引き続き苺栽培を継続していく。
- ・園芸作物や果樹をされている農家は、引き続き園芸作物や果樹を集落内にある道の駅に出荷していく。
- ・認定農業者の伊藤宗一郎氏に農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜人



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

新保地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	4 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分である。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農業者や農業に意欲的な農家に農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜太



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北郷町（西妙金・檜曾谷・新町・志比原・上森川・下森川・東野・上野・
伊知地・坂東島）地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	16 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・北郷町西妙金・檜曾谷・新町・志比原・上森川・下森川の 6 地区で（農法）北郷上農事組合を設立し、地区の農地を担っていく。
- ・区画整理されている農地は北郷ファーム（合同）を中心に集積・集約化を推進していく。
- ・伊知地区内の小区画農地など圃場条件が悪い農地については、伊知地の有志により農地を守っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

ト荒井地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・認定農家 3 名に地区の農地を集約していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年2月26日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北山地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年2月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分いる。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・任意農業組織である北山営農組合（仮称）を設立して北山の農地を集約化する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 26 日

勝山市長 水上 実喜夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

比島地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はあるが、不十分である。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・認定農家である（株）アグリプラント越前へ農地を集積していく。
- ・認定農家が担ってくれない農地については、比島の上、風土に合う作物を探して、地域住民で作付をしていく。